

## 下関市中心市街地活性化基本計画の変更申請要点

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業 (略)

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
下関駅にぎわいプロジェクト	事業内容の変更	・ <u>シネマコンプレックス</u> 、 立体駐車場	・ <u>集客施設</u> 、立体駐車場
	必要性の変更	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い<u>開発ビル</u>に(仮称)子育て世代活動支援センターを整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い<u>駅ビル</u>に(仮称)子育て世代活動支援センターを整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>
	支援措置の内容の変更	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業( <u>下関駅にぎわいプロジェクト地区</u> ))	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)
下関駅にぎわいプロジェクト	事業内容の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益施設</li> <li>・東口<u>駅前広場</u></li> <li>・西口駅前広場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益施設</li> <li>・東口・西口駅前広場</li> <li>・南口交通広場</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南口交通広場</li> <li>・開発ビル1F広場</li> <li>・<u>開発ビル2F自由通路</u></li> <li>・高架下2F自由通路</li> <li>・高架下1F通路</li> <li>・高架下駐輪場</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・<u>進入路</u></li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> <li>・<u>にぎわい通り整備事業</u></li> <li>・<u>エリアマネジメント事業</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発ビル1・2階自由通路(広場)</li> <li>・高架下2階自由通路</li> <li>・高架下1階・駐輪場</li> <li>・公衆トイレ</li> <li>・進入路(交差点改良共)</li> <li>・誘導サイン</li> <li>・港湾道路(歩道)</li> </ul>
必要性の変更	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い<u>開発ビル</u>に(仮称)子育て世代活動支援センターを整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	<p>下関駅周辺の拠点機能を強化することは、中心市街地の都市構造上必要である。</p> <p>開発ビルに店舗等の商業施設を整備し、都市的魅力を高め、来訪者の拡大を図ることは、「多彩な魅力が備わり、ゆっくり訪れたい街」の実現に必要である。</p> <p>駅前広場や駐車・駐輪場等の整備は、交通結節機能を高め、駅と周辺市街地との回遊性の強化につながるため、「歩きたくなる、回遊したくなる街」の実現に必要である。</p> <p>アクセス性の高い<u>駅ビル</u>に(仮称)子育て世代活動支援センターを整備することは、「愛着をもって、いきいきと暮らせる街」の実現に必要である。</p>	
支援措置の内容の変更	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(<u>下関駅にぎわいプロジェクト地区</u>))</p> <p>(公益施設、東口駅前広場、</p>	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)</p> <p>(公益施設、東口・西口駅前広場、南口交通広場、開発ビル1・2階自由通路(広</p>	

		西口駅前広場、南口交通広場、開発ビル1F広場、開発ビル2F自由通路、高架下2F自由通路、高架下1F通路、高架下駐輪場、公衆トイレ、進入路、誘導サイン、港湾道路(歩道)、 <u>にぎわい通り整備事業、エリアマネジメント事業</u> )	場)、高架下2階自由通路、高架下1階通路・駐輪場、公衆トイレ、進入路、誘導サイン、港湾道路(歩道)
中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業	新規事業として追加		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
自転車通行環境整備事業	実施期間の変更	H20～ <u>25</u>	H20～ <u>23</u>
住宅・建築物耐震化促進事業	支援措置の位置づけの変更	(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業	(4) 国の支援がないその他の事業
	位置づけの変更	中心市街地内の移動手段としてレンタサイクル等の利用促進に取り組んできており、 <u>社会資本整備総合交付金</u> で支援されない国道9号の自転車通行環境整備事業と合わせ、自転車レーンの整備等を行うことにより、自転車等の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。	中心市街地内の移動手段としてレンタサイクル等の利用促進に取り組んできており、活力交付金で支援されない国道9号の自転車通行環境整備事業と合わせ、自転車レーンの整備等を行うことにより、自転車等の交通死傷事故の減少と通行環境の改善を図る。
	支援措置名の変更	<u>社会資本整備総合交付金</u> (地域住宅計画に基づく事業、住宅・建築物安全スト	<u>木造住宅耐震診断補助、木造住宅耐震改修補助、建築物耐震診断補助</u>

		ック形成事業)	
--	--	---------	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
下関港臨港道路整備事業	実施期間の変更	H9～ <u>H25</u>	H9～ <u>H23</u>

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名	変更内容	変更後	変更前
民間公共駐車場設置推進事業	実施期間の変更	<u>～H28.3</u>	<u>～H23.3</u>
移住者市有地購入助成事業	新規事業として追加		
まちなか住環境向上事業	新規事業として追加		
次世代若者交流事業	新規事業として追加		
工業振興対策事業	事業内容の変更	(ア) 下関ブランド発信事業 「 <u>下関ブランド</u> 」をPRするとともに、 <u>優良な地域製品の販路拡大を推進する</u>	(ア) 下関ブランド発信事業 <u>優良な地域産品を「下関ブランド」として認定しPRする</u>
あるかぼーと(国道側地区)開発事業	事業の分割・事業名の変更	<u>あるかぼーと(国道側地区)開発事業</u>	<u>あるかぼーと民間開発事業</u>
	事業内容の変更	<u>あるかぼーと国道側地区において公募により飲食店の誘致を行う。</u>	<u>あるかぼーと地区を対象に、宿泊施設、旅客ターミナル、公開空地等の整備について、公募により民間による企画提案・建設・運営を促進する。</u>
	実施期間の変更	<u>H24～</u>	<u>H21～</u>
	位置づけの変更	<u>あるかぼーと地区について、飲食店を誘致し「賑わい・交流支援ゾーン」を提</u> <u>供することで、臨海部の都</u>	<u>あるかぼーと地区について、既に整備されている唐戸市場、カモンワープ、海響館と連携しつつ、新</u>

		<u>市的魅力の強化を図り、東側・西側地区を含めた、あるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</u>	<u>たに集客施設の民間開発を促進することにより、臨海部の都市的魅力の強化を行う。</u>
あるかぼーと(西側地区)開発事業	事業の分割・事業名の変更	<u>あるかぼーと(西側地区)開発事業</u>	<u>あるかぼーと民間開発事業</u>
	事業内容の変更	<u>あるかぼーと西側地区のふ頭用地を芝生化する。</u>	<u>あるかぼーと地区を対象に、宿泊施設、旅客ターミナル、公開空地等の整備について、公募により</u>
	事業内容の変更	<u>あるかぼーと西側地区のふ頭用地を芝生化する。</u>	<u>あるかぼーと地区を対象に、宿泊施設、旅客ターミナル、公開空地等の整備について、公募により</u>
	実施期間の変更	<u>H24～H25</u>	<u>H21～</u>
	実施主体の変更	<u>下関市</u>	<u>民間</u>
	位置づけの変更	<u>あるかぼーと地区について、海側のふ頭用地を芝生化し「くつろぎ交流のゾーン」を提供することで、臨海部の都市的魅力の強化を図り、東側・国道側地区を含めたあるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</u>	<u>あるかぼーと地区について、既に整備されている唐戸市場、カモンワーフ、海響館と連携しつつ、新たに集客施設の民間開発を促進することにより、臨海部の都市的魅力の強化を行う。</u>
あるかぼーと(東側地区)開発事業	事業の分割・事業名の変更	<u>あるかぼーと(東側地区)開発事業</u>	<u>あるかぼーと民間開発事業</u>
	事業内容の変更	<u>あるかぼーと東側地区に、アミューズメント施設・飲食物販施設を誘致する。</u>	<u>あるかぼーと地区を対象に、宿泊施設、旅客ターミナル、公開空地等の整備について、公募により民間による企画提案・建</u>

			<u>設・運営を促進する。</u>
	実施期間の変更	H25～	H21～
	実施主体の変更	民間・ <u>まちづくり会社</u>	民間
	位置づけの変更	あるかぼーと地区について、 <u>アミューズメント施設・飲食物販施設を誘致し「賑わい創出のゾーン」を提供することで、臨海部の都市的魅力の強化を図り、国道側・西側地区を含めた、あるかぼーと地区の一体的な開発を行う。</u>	あるかぼーと地区について、 <u>既に整備されている唐戸市場、カモンワープ、海響館と連携しつつ、新たに集客施設の民間開発を促進することにより、臨海部の都市的魅力の強化を行う。</u>
まちづくり会社設立事業	新規事業として追加		